

事例研究～中国ビジネス法務

(第38回)

中国出張のビザに大きな変化

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

春節に伴う帰国・旅行シーズンを目前に、中国人力資源社会保障部等の部門が2014年11月6日に公布した『外国人の短期完了業務のための入国に関する処理手続（試行）』（以下「新規定」という。）が、2015年1月1日より施行されています。この新規定は、日系企業の駐在スタッフの皆さまはもちろん、特にご出張などで中国を訪問される本社の皆さまにも、影響を及ぼす可能性があります。日本におられる皆さまとも情報を共有していただきたく、ご紹介いたします。

◇従来の日系企業におけるスタッフ訪中の方法

日系企業の本社スタッフが訪中し、ビジネスに従事されます場合、従来では大きく以下の四つのケースが想定されるかと存じます。

A：訪中のうえ、中国国内の提携先で、5日間の技術指導を行う場合

⇒一般的には「ビザ免除」制度を利用。2カ月程度の技術指導の場合、通常はMビザを取得。

B：中国の現地子会社（または駐在員事務所）へ出張し、現地でトラブルを解決する場合（15日以内）

⇒一般的には「ビザ免除」制度を利用。

C：訪中のうえ、中国の国内企業と商談を行う場合（15日以内）

⇒一般的には「ビザ免除」制度を利用。

D：中国の現地子会社（または駐在員事務所）へ2年間駐在員を派遣する場合

⇒Zビザを取得。

◇「新規定」における重要な変更とその影響

(1) 「新規定」による最大の変化は、「短期業務」に該当する場合、滞在日数が15日以内であっても、Zビザを取得しなければならないとされた点です。

「短期業務」とは、具体的に以下の5種類の業務を指します。

(ア) 中国国内の提携先における技術、科学研究、管理、指導等の業務

(イ) 中国国内のスポーツ機関での訓練

(ウ) 映画撮影

(エ) ファッションショー

(オ) 海外での営利的公演への従事

これら「短期業務」に従事する外国人は、Zビザを取得してから中国に入国しなければならず、この手続きを怠った場合は不法就労とみなされることとなります。

⇒ケースA 上記(ア)に該当するため、中国の滞在日数にかかわらず、「短期業務」としてZビザの取得が必要となります。

(2) MビザまたはFビザを取得しなければならない事由を明確に規定

「新規定」では滞在期間が90日を超えない次のケースは「短期業務」に含まれないものの、それぞれMビザ（以下の(ア)から(エ)）またはFビザ（以下の(オ)、(カ)）を取得する必要があるとされました。具体的には、以下の業務となります。

- (ア) 購入した機械設備の設置、補修、調整、解体、指導、レクチャー
- (イ) 中国国内で落札されたプロジェクトの指導、監督、検査
- (ウ) 中国国内の分公司、子会社、駐在員事務所で行う短期完了業務
- (エ) スポーツイベントへの参加
- (オ) 無報酬の業務または海外機関から報酬を受け取る有償または無償ボランティア等
- (カ) 非営利の公演

◇ビザ免除での中国入国

なお「新規定」でも、「ビザ免除」により中国に入国した場合、どのような業務に従事できるのか（または従事できないのか）を明確に規定してはおりません。しかし、現在までに弊所が把握しています所管機関の意見を総合しますと、上記（2）の6ケースのいずれかに該当する場合も、対応するMビザまたはFビザを取得しなければならないとしています。従って、今後「ビザ免除」制度を利用して入国し、行える業務は制限を受ける可能性があります。

⇒ケースB 上記（ウ）に該当するため、今後は出張が15日を超えない場合であっても、出張者はMビザを取得しなければならないものと思われます。

⇒ケースC 「ビザ免除」制度を利用できるかどうかについては、現時点では明確とされておりません。

⇒ケースD 現時点では、今回の新規定による影響は、さほど大きいものではないと理解しています。

◇日系企業の皆さまにご留意いただきたいポイント

「新規定」施行により、日系企業のスタッフの皆さまが短期的に訪中される際、一体どのビザを取得すべきかの判断は、ますます複雑なものとなりました。このため今後は、ケースごとに、まず申請するビザの種類を確定する作業が必要になってきます。

その際、特に留意していただきたいのは「ビザ免除」制度を利用して訪中し、ビジネス活動に従事できる範囲が、大幅に制限を受けることとなった点です。長期的にみて、出入国の取り締まり強化と厳密化は今後のトレンドであり、「ビザ免除」制度の適用範囲は一層の制限を受ける可能性があります。

リスク管理の観点から、日系企業の皆さまにはこの問題を一日も早くご認識いただき、速やかに出張者のビザ管理を整備していただきたく存じます。その際は、中国への出張が多いスタッフには期限の長いマルチプルMビザを取得されるなど、リスク回避策を採られることをお勧めいたします。

国家スピードスケート場を建設＝北京冬季五輪招致

23日付の中国新聞社電によると、北京市の李穎川体育局長はこのほど、2022年の冬季五輪用施設として、国家スピードスケート場を建設する意向を明らかにした。冬季五輪招致の成否とは関係なく2016年に着工する。

建設場所は08年北京五輪でホッケーと射撃の臨時会場だったエリアで、北京のオリンピック公園の西側、国家テニスセンターの南側に当たる。（北京時事）

大気汚染など環境・自然対策に384億元＝北京市

24日付の中国紙・京華時報によると、北京市は2015年、生態環境保護に384億4000万元を投入し、うち108億5000万元を大気汚染・省エネ排出削減対策に充てる方針を明らかにした。

石炭ボイラーのクリーンエネルギー化、農村の石炭使用の削減、高汚染企業の閉鎖、工業企業の環境技術改革、住民に影響を与える汚染企業の移転などさまざまな対策を進める。

また、北京市環境保護局の関係者は、現在、汚染排出費徴収の細則を策定中で、遅くとも今年上半期までには公布したい考えを明らかにした。主に工事現場からの粉じんによる大気汚染が対象で、工事現場の管理強化と汚染排出削減が目的という。（北京時事）